

家畜衛生だより 令和5年2月号

紀北家畜保健衛生所	電話	073-462-0500
紀南家畜保健衛生所	電話	0739-47-0974
紀南家畜保健衛生所 東牟婁支所	電話	0735-58-1481

動物用医薬品は正しく使用しましょう

動物用医薬品は適正に使用しないと、家畜に悪影響を与えるだけでなく、出荷した畜産物への薬剤の残留、耐性菌の出現など消費者にも大きな影響を与えることになります。安全・安心な畜産物の生産のため、以下のことをしっかり守り、動物用医薬品を使用しましょう。

畜産農家の皆様へ

●獣医師の指示に従い、使用して下さい

獣医師法（昭和24年法律第186号）第18条において、「獣医師自ら診察しないで・・・劇毒薬、生物学的製剤その他農林水産省令で定める医薬品の投与若しくは処方・・・してはならない」となっています。（・・・は診断書等の交付について記載）必ず獣医師の指示を受けて動物用医薬品を使用して下さい。また、獣医師の指示と異なる投与など不適切な使用はしないようにしましょう。

獣医師から予め指示・処方を受けていた動物用医薬品を使用する際には改めて獣医師の診断を受けてください。

●適正な管理、使用記録を行ってください

動物用医薬品を適正に保管し、在庫管理を行いましょう。また、獣医師が発行した動物用医薬品指示書の控えや購入伝票を保管するとともに、使用した際は①使用年月日、②使用場所、③使用した個体（群）、④薬品名、⑤用法・用量、⑥出荷禁止期間など記録を残すようにしましょう。記録は少なくとも1年間は保管してください。

獣医師の皆様へ

●農場の現況把握に努めてください

獣医師は、定期的な指導等により、農場の過去の事故発生率や繁殖成績等を把握していれば、予め動物用医薬品を指示・処方することができます。家畜の所有者が、症状の経過等に応じて動物用医薬品を使用する場合には、改めて獣医師の診断を求めるよう指導してください。

●診療簿へ必ず記載してください

獣医師は予め診断した場合と、改めて診断した場合の両方について、診療簿に記載するようにしてください。診療簿は遅滞なく作成し、牛は8年間、豚・鶏は3年間保管してください。

●家畜における遠隔診療も活用してください

令和3年12月15日付の農林水産省消費・安全局長通知により、定期的な指導を受けている農場においては、群の一部に対面での診療が行われていない家畜が含まれている場合であっても初診から遠隔診療（要指示医薬品の処方を含む）が可能となっています。遠隔診療の際には、検体の検査やより高度で情報量の多い通信技術等により、診療に必要な情報を入手して下さい。

ただし、診断に必要な正確な情報が得られない等遠隔診療が困難な場合は、対面での診療に切り替えてください。また、家畜伝染病等が疑われる場合は、管轄の家畜保健衛生所へ連絡をお願いします。

気になることや不明な点がございましたら、最寄りの家畜保健衛生所までお問い合わせください。